

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

### ◇告示

目次  
小売販売業者甲の臨時業者登録  
土地改良区の定款及び事業計画の変更認可  
生活保護法による看護料金  
漁業監督吏員の任命及び解任  
漁船法に基く立入検査証票の交付  
右  
精神衛生吏員の証の交付  
養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程

### ◇公安告示

道路交通取締法に基く交通制限

### ◇公告

二級建築士試験合格者  
出張所の名称変更

### ◇正誤

昭和二十九年七月一日鳥取県条例第三十七号  
外三件訂正

## 告示

### 鳥取県告示第三百五十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）  
第十九条第一項第四号の規定に基き、次のとおり一部の  
営業所を廃止しようとするものに代つて引き継ぎ業務を  
営む小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 一 登録した業者

登録番号 中第九七号

登録年月日 昭和二十九年六月二十四日

氏名 中川国三

営業所所在地 東伯郡赤碓町赤碓七三四

事業区域 赤碓町

業務開始年月日 昭和二十九年七月一日

#### 一 廃止した業者

登録番号 中第八六号

氏名又は名称 赤碓米穀小売企業組合

地蔵町販売所

営業所々在地 東伯郡赤碓町赤碓七三四

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項及び第四十八条第一項の規定により、青谷町青谷土地改良区の定款及び土地改良事業計画の変更について、昭和二十九年七月十三日認可した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十五条第五号の規定により、看護を行う場合の看護料の支給基準を次のとおり定め、昭和二十九年四月一日から適用する。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

看護料支給基準

区分	看護婦	看護補助者	適 用
第一類 特殊傳染病	日額 五六〇円	一	コレラ、ペスト、発疹チフス、天然痘
第二類 傳染病	日額 四五〇円	日額 三三〇円	前類以外の法定傳染病 開放性結核
第三類 普通病	日額 三七〇円	日額 二八〇円	第一類、第二類以外の疾病

備考

- 一 看護料中には食費及び寝具料を含むものとする。
- 二 患者の病氣併発の場合は重い方の料金とする。
- 三 第一類及び自宅療養患者の看護には看護補助者は認めない。

鳥取県告示第三百五十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第一項の規程による漁業監督吏員を、次のとおり任命し及び解任した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

1 任命

漁業監督吏員 証番号	氏 名	職 名	勤 務 所	任命年月日
一六	油井 恭	技術吏員 水産課長	水産課	昭二九、 六、一
一七	山田 利	事務吏員	東部地方事務 所経済課	" "
一八	山田久壽男	"	"	" "
一九	河崎 正人	"	中部"	" "
二〇	橋井 眞実	技術吏員	西部"	" "
2	解 任			
漁業監督吏員 証番号	氏 名	職 名	勤 務 所	解任年月日
二	西谷 義夫	技術吏員	水産課	昭二九、 五、一
一五	西村 一郎	事務吏員	東部地方事務 所経済課	" "
一二	橋井 眞実	技術吏員	中部"	" "

一一 大谷 義信 "

西部"

鳥取県告示第三百五十七号

漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二十八条の規定に基づく立入検査証票を、次のように交付した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

交付証 票番号	所 属	職 名	氏 名	交 付 年月日
六	農林部水産課	技術吏員	小庭 義信	昭和二十九 年六月一日
七	東部地方事務 所経済課	事務吏員	山田久壽男	" "
八	中部"	"	河崎 正人	" "
九	西部"	技術吏員	橋井 眞実	" "

鳥取県告示第三百五十八号

次のように漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二十八条の規定に基づく立入検査証票の返納があつた。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

返納証 所 属 職 名 氏 名 返納年月日

三 東部地方事務 事務吏員 西村 一郎 昭和二十九年五月一日

四 中部 技術吏員 橋井 眞実

五 西部 大谷 義信

鳥取県告示第三百五十九号

精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条の規定による精神衛生吏員の証を、次の者に交付した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所 属 職 名 氏 名 番号

米子保健所 鳥取県事務吏員 増原 武男 一七

鳥取県告示第三百六十号

養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程を次のように

定める。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程

第一条 知事は養蚕経営改善を図るため、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

第二条 補助金は農業協同組合又は農業協同組合連合会が次に掲げる事業を行う場合、これに要する経営に對し交付する。

一 稚蚕共同飼育施設

二 稚蚕共同桑園施設

三 病虫害共同防除器具設置

第三条 補助金は、次の補助率により交付する。

一 前条第一号については、その設置材料費の二分の一以内

二 前条第二号については、その借地料及び肥料（金肥）代の二分の一以内、桑苗代の三分の一以内

三 前条第三号については、動力噴霧器購入費の二分

の二以内

第四条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書（様式第一号）に事業計画書（様式第二号）及び收支予算書（様式第三号）を添え、施設をしようとする年度の四月三十日までに知事に提出しなければならない。2 知事は、前項の規定により受理した申請書につき適当と認めた場合は、申請者に補助金交付の指令をするものとする。

第五条 補助金交付の指令を受けたものが、前条の規定による申請書に記載した事項に重要な変更を加えようとする場合は、すみやかに知事に届け出て承認を受けなければならない。

第六条 補助金交付の指令を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは、施設完了後請求書（様式第四号）に完了届（様式第五号）及び收支精算書（様式第三号）を添えて知事に提出しなければならない。

第七条 補助金の交付を受けたものは、翌年度五月三十一日までに、事業成績報告書に事業成績書（様式第二

号）を添えて知事に提出しなければならない。

第八条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、知事は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

二 事業施行の方法が不適當と認められたとき。

第九条 この規程により知事に提出する書類は、所轄蚕業指導所を経由しなければならない。

附 則

1 この規程は、昭和二十九年五月一日から適用する。

2 第四条による申請書は、昭和二十九年度に限り七月三十一日までとする。

様式第一号

年 月 日

住所

組合長 氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿



区 分	(精算額)	(前年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 稚蚕共同飼育所材料費	円	円	円	円	一基当設置費 内材料費 円
2 稚蚕共同桑 (国借地料及び肥料代) (金肥)代					借地料 反分 一反当 円 金肥種類別数量 貫 堆肥数量 貫
3 稚蚕共同桑園桑苗代					桑苗 本 一本当 円
4 動力噴霧器購入費					
計					

備考 備考欄に内訳を詳記すること。

様式第四号

年 月 日  
住所  
組合長 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿  
昭和 年度養蚕経営改善特別指導施設補助金請求書  
昭和 年 月 日 号指令による養蚕経営

改善特別指導施設完了しましたから、補助金を交付されるよう別紙完了届及び経費精算書を添えて請求します。  
様式第五号

年 月 日  
住所  
組合長 氏 名  
鳥取県知事 氏 名 殿  
昭和 年度養蚕経営改善特別指導施設完了届  
養蚕経営改善特別指導施設を昭和 年 月 日  
完了しましたので届け出ます。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通取締法第六条の規定により、次のとおり交通制限をする。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県公安委員会委員長 秋久 勲

一 制限の場所

(1) 県道網代―岩美停車場線岩美郡岩美町大字浦富一、七一九番地地先から同地内宮島橋南詰に至る一、二〇〇メートルの間

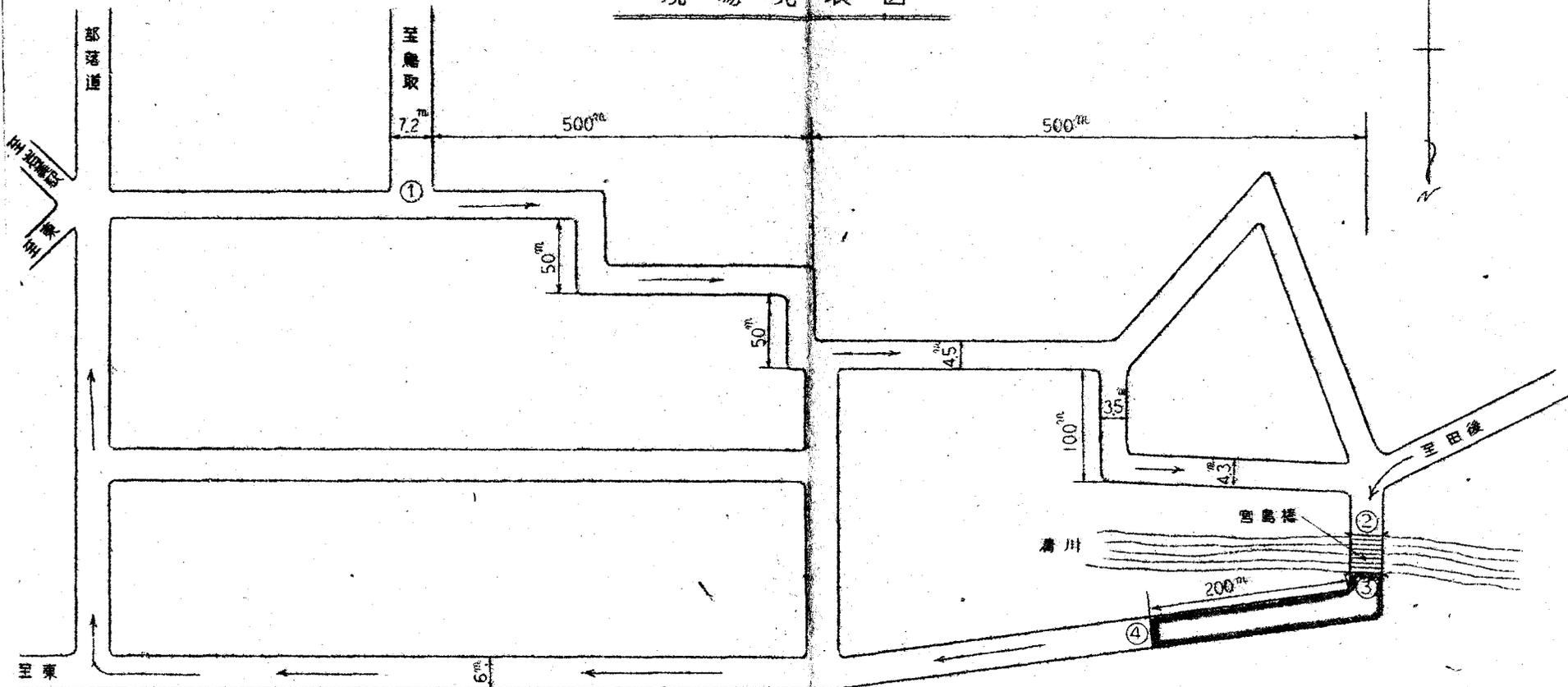
二 制限の種別

(1) については車馬を一方交通とする。  
図面に示す↓の印の方向に向い一方のみ通行し、矢の反対の方向から通行することを禁ずる。

三 制限の期間

(2) については駐車を禁止する。  
昭和二十九年七月十五日から同年八月十五日まで  
毎日午前六時より午後八時までの間

現場見取図



凡例

- ① 岩美郡岩美町大字浦富  
一七一九番地内
  - ② 岩美郡岩美町地内  
宮島橋南詰
  - ③ 岩美郡岩美町地内  
宮島橋北詰
  - ④ 岩美郡岩美町地内  
二四九六三番地内
-  駐車禁止場所

浦富海水浴場

開

日本海

公 告

昭和二十九年七月十六日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
昭和二十九年七月十六日  
する。

一 全科目合格者

大西 幸男	丸岡 岩藏	山根 豊	井上 貴	三浦 則治	清水 建吉	齊藤 博	徳持 律夫	山本 俊一	新 洋孝	安藤 明晴
田中 義一	浅野 隆雄	西脇 辰男	大田 茂夫	藪田 茂夫	浜本 渡	西本 潔	野口 俊夫	毛戸 隆信	城迫 在彦	山根 松一
村山 治隆	浜崎松太郎	有森 功	西村 肇	広岡 紀夫	福安 韶朗	岸本 進	大西 正夫	松田 福美	吉田 宏	広谷 浩

二 四科目合格者

伊藤 淳行	高木 茂行	福井 俊介	津村 浩	芦田 浩	坂口 俊美
高橋 青青	茅野 昭夫	福田 久馬	鳥山 巖	田上 猿藏	計 四十九人
藪 吉男	能勢 義光	福間文太郎	山下 良一	羽田 貞美	

三 三科目合格者

岸本 正男	足立 茂	藏本 隆	計 四人	亀井 増雄
-------	------	------	------	-------

雑 報

昭和二十九年七月八日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

出張所の所在地変更について

当所倉吉支所東郷出張所の所在地を、昭和二十九年七月

